

16

特別区
令和 2 年

我が国の情報公開制度に関する記述として、妥当なのはどれか。

- 1 情報公開制度は、山形県金山町や神奈川県等、地方自治体の条例制定が国による法制化に先行していたが、国においても「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」が 1999 年に制定された。
- 2 行政機関情報公開法では、日本国民だけでなく外国人を含む何人も行政文書の開示請求をするとできると定められ、「知る権利」の文言が明記された。
- 3 行政機関情報公開法の対象となる行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものをいい、官報や白書もこれに含まれる。
- 4 行政機関の長は、行政機関情報公開法に基づく開示請求があったときは、原則として請求のあった行政文書を開示する義務を負うが、個人に関する情報が記録されている場合に限り、当該行政文書を開示することができる。
- 5 行政機関情報公開法は、審査請求前置主義を採用しており、不開示決定を受けた開示請求者は、審査請求を経なければ訴訟を提起することができない。

16

個人情報保護
行政機関情報公開法

正解

1

1 妥当である

本肢のとおりである。情報公開制度は、地方自治体の条例制定が国による法制化に先行していた。しかし、1999年（平成11年）には、国における情報公開制度のための法律として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が制定された。

2 妥当でない ⇒2023 総合講義・86頁1番目のCHECK

情報公開法では、日本国民だけでなく外国人をも含む「何人も」行政文書の開示請求することができると定められているが（情報公開法3条）、「知る権利」の文言は明記されていない（同法1条参照）。

3 妥当でない ⇒2023 総合講義・85頁第2.2(2)

情報公開法の対象となる「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものをいう（情報公開法2条2項柱書）。もっとも、官報や白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、「行政文書」には含まれない（同項1号）。

4 妥当でない ⇒2023 総合講義・87頁第3.1(2)

行政文書を開示にすることはできるのは、個人に関する情報が記録されている場合だけでなく、法人その他の団体に関する情報や公にすることにより国の安全が害されるおそれのあるもの等もある（情報公開法5条各号）。したがって、「個人に関する情報が記録されている場合に限り、当該行政文書を開示することができる」という本肢の記述は妥当でない。

5 妥当でない

情報公開法は、審査請求前置主義（行政事件訴訟法8条1項ただし書）を採用していない（情報公開法18条以下参照）。